

京都西山高等学校いじめ防止基本方針

本校の建学の精神は、仏教の「報恩感謝」を基に心を穏やかに、人生を豊かに生きることをめざしています。心の教育を通して、他者を思いやる豊かな心をはぐくみ、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止基本方針を策定します。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの防止等に関する基本的な考え方・姿勢】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- ① 生徒自ら主体的に、いじめの問題（心身の成長、人格形成に及ぼす重大な影響）に関する理解を深め、すべての生徒がいじめを許さない土壌をつくるため、いじめ防止のための対策を行う。
- ② いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。
- ③ いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に対処し、再びいじめが行われないよう組織的にいじめ防止に努める。
「いじめ防止対策組織」の設置：校長・副校長・教頭・運営委員・保健室（養護教諭）・相談室・スクールカウンセラー

【いじめを未然に防止するための取り組み】

- ① 宗教行事や音楽法要などを通じて、心の教育（豊かな情操を養う・道徳心を培う）を行う。
- ② 宗教・特別活動・生徒指導強化期間
- ③ 全教職員がいじめに対する特性を十分に認識し、共通理解のもとすべての事案に対して組織的に対応を行う。
- ④ ボランティア活動などを通じて、コミュニケーション能力を高め、他者を大切にする思いやりの心を育てる。
- ⑤ 生徒自らいじめを防止する生徒会活動などに対して支援を行う。
- ⑥ 日頃から、教職員間で生徒の情報を共有し、生徒の変化を見逃さない全教職員で生徒を見守る体制を堅持する。
- ⑦ 生徒指導研修会を通じて、サイバー犯罪などSNSにおけるいじめなどについての学習を行う。

【いじめを早期発見するための取り組み】

- ① 面接週間などを通じて、「いじめなどがないか」生徒の状況を把握することにつとめる。
- ② 生徒や保護者がいじめに係わる相談ができるように、担任・学年・教科担当はもちろんのこと、保健室・相談室（スクールカウンセラー）の整備を行う。
- ③ 年2回（6月、11月）の情報交換会議で、全生徒の情報を全教職員で共有し指導に生かす。

【いじめに対する措置】

いじめの発見・通報を受けた場合

- * 学年主任・生徒指導部長に報告。いじめ対策組織での情報共有を行うとともに校長からの指示を受け、学年と生徒指導部が連携し、速やかに当該生徒に係わるいじめの有無を確認する。

いじめを確認した場合

- * いじめ対策組織と学年と生徒指導部が連携し被害生徒の生命の尊重を第一に迅速に対応をする。
加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導をする。
保護者にも事実を伝える。

いじめが起きた集団への指導

- * 被害生徒・加害生徒にとどまらず、自分のものとして捉え傍観をしていなかったか、はやし立てることはなかったか、ましてや同調した生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを十分に理解できるように指導をす

る。

いじめ解消後の継続的な指導

- * 引き続き十分な観察・指導を行い、適宜心のケアなど継続的に指導を行う。
- * 事例を検証し、再発防止に努める。
- * 仏教の寛容の精神のもと、生徒自ら互いを理解し認め合える人間関係の構築に取り組む。

【重大事態への対応】

第28条第1項及び第2項に定める重大事態が発生した場合は、府知事に速やかに事態発生について報告をする。

第1項「生命、心身または財産に重大な被害」の想定

- * 生徒が自殺を企図した場合
- * 身体に重大な障害を負った場合
- * 金品等に重大な被害を被った場合
- * 精神性の疾患を発病した場合

第2項「相当期間」とは、30日を目安とする。

いじめ防止対策組織は被害生徒・保護者の思いを踏まえて、公平性・中立性の確保に努めながら「事実関係を明確する」調査を実施する。

- * 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか。
- * いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係に、どのような問題があったか。
- * 学校・教職員がどのように対応したか。

事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることで、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒や保護者に対して、適時必要に応じて適切な方法で説明をする。

調査結果を踏まえ重大事態への対処、いじめの防止、再発防止の対策を講じる。

【いじめ防止指導等年間計画】

- | | |
|------|---|
| 4月 | クラスの生徒との面談（特に新1年生）：新しいクラスでの状況を把握する。
生徒育成プログラム：安心できる学校生活環境を整える。
御忌参拝・音楽法要：心の教育 |
| 5月 | 花まつり：心の教育
生徒指導研修会：SNSの問題点など
生徒指導強化期間：いじめについて考える週間 |
| 6月 | 面接週間：生徒の状況を把握する。
情報交換会議：情報を全教職員で共有する
春の保護者会：保護者と情報の共有をする。
音楽法要：心の教育 |
| 7・8月 | ボランティア活動に積極的に参加：コミュニケーション能力の育成と思いやりの心を育てる。 |

-
- | | |
|-----|--|
| 9月 | 音楽法要：心の教育
文化祭・体育祭：行事を通じて他者を思いやる心と、協力する力をつける。 |
| 10月 | 追悼会・授戒会：心の教育 |
| 11月 | 情報交換会議：情報を全教職員で共有する。
音楽法要：心の教育
生徒指導強化期間：いじめについて考える週間 |
| 12月 | 成道会：心の教育 |
-

- | | |
|----|---|
| 1月 | ボランティア活動に積極的に参加：コミュニケーション能力の育成と思いやりの心を育てる。
音楽法要：心の教育 |
| 2月 | いじめについて考える週間：教職員と生徒が共にいじめについて見つめ直す機会とする。 |

本山参拝：心の教育

アンケート調査：いじめについて考える期間を終え必要に応じて行う。

3月

ボランティア活動に積極的に参加：コミュニケーション能力の育成と思いやりの心を育てる。